様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和8年　5月　29日

群馬県知事　　様

提出者　　〒379-2147
住　所　前橋市亀里町1299-7エスコンビル3階

氏　名　株式会社なかいち　代表取締役小林真人

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　027-290-3713

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社なかいち　玉村工場
事業場の所在地	佐波郡玉村町上福島580-3
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

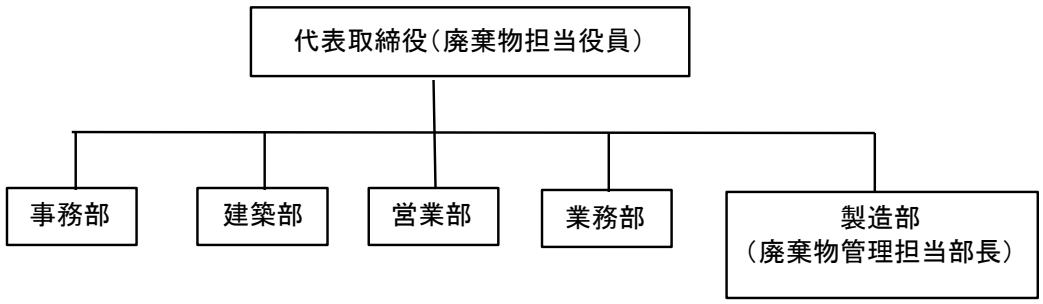
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業・建設業
②事業の規模	40,233万円
③従業員数	18人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排出→再生利用業者への処理委託

（日本産業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　令和7 年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	燃え殻
排　出　量	1176 t	9.12 t

（これまでに実施した取組）
作業手順の標準化および従業員教育により不良品の発生低減を図っている。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	燃え殻
排　出　量	1170 t	9.12 t

（今後実施する予定の取組）
作業工程の見直しを継続的に実施し、不良品および端材の発生削減に取り組む。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
コンクリート殻、金属くず等について分別を実施している。
各廃棄物ごとに保管場所および容器を区分し、分別の徹底を図り、従業員への周知を実施している。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
コンクリート殻、金属くず等について分別の徹底を図るとともに、分別表示の改善および教育の実施により、分別精度の向上を図る。